

【第3号議案】

2026年度事業計画（案）

2026年は憲法公布80年、障害者権利条約制定20年、東日本大震災から15年、やまゆり園事件から10年と、障害分野にとって重要な節目の年でもある。それぞれの節目をどう迎えるのかが重要な一年であり、今後の展望にもつながっていく。また、優生保護法問題については、定期協議や検証会議での議論が進み、JDとしても積極的に関わっていくことになる。昨年度に開催したJD特別セミナーで学んだ国内人権機関の設置に向けて、JDFなど広く関係団体と連携していくことが求められよう。

*文中加盟団体=正会員団体

【重点課題】

1. 社会的テーマ

ロシアのウクライナ侵攻、ガザ地区への軍事攻撃、イスラエルと米国によるイラン攻撃、世界の平和が破られている。戦時下での障害のある人の生きづらさ、あるいは戦争被害によって障害者が増えることを考えると、一日も早く戦争状態が解消されなくてはならない。国内でも軍備を拡充する動きが活発であり、日本国憲法を守っていく取り組みも重要である。

また、いのちのとりで裁判には多くの障害のある人が原告として参加している。2025年の最高裁判決を軽視するような厚労省の取り組みに対し、再度の裁判を視野に入れた再審査請求の取り組みが提起されている。三権分立が危機的な状況にあり、JDとしても原告らを応援し、いのちのとりで裁判の取り組みに参加していく。

JDは国内外のさまざまな動向に関心をもち、加盟団体と協力しながら、谷間に置かれる人を生み出さないために、社会に向けて問題提起を行ない、国や自治体に働きかけていく。

2. 障害分野のテーマ

投票のバリアフリーや投票の際の合理的配慮を進めるために、先の総選挙の際の実態把握を行ない、その結果をメディア等とも協力し、社会化し、関係省庁や政党への働きかけも継続する。

やまゆり園事件から10年という節目に、7月には亡くなられた方への追悼、同じような不幸な事件が繰り返されないように考え合う集会を開催する。障害福祉現場の深刻な人材不足は、やまゆり園事件にも通底している。処遇改善等の措置もあるものの、6月に予定されている臨時の報酬改定では報酬減の可能性もあり、民間企業等との賃金格差は開くばかりだ。従事者不足はそのまま障害のある人の生活の質に直結し、家族依存の状況も好転の兆しがなく、抜本的な所得保障政策の改革も進んでいない。JDとしては、障害年金の認定の仕組みや給付水準、無年金の問題など、懸案事項を整理しつつ、積極的に政策提言していく。

また、国連で高齢者のための人権条約制定に向けた取り組みが進められていることを広く周知するために、JDのホームページにJD仮訳と共に関連情報を掲載していく。高齢分野、女性や子どもなど近接領域とのより一層の連携を図り、国内人権機関の設置も視野に入れた取り組みを進めていく。

3. JDの課題

加盟団体の会費、賛助会費、寄附がJDの財政基盤であるが、厳しい状況の中にある加盟団体も増えている。JDの組織の土台を確立していくためにも引き続き賛助会員1,000人目標をめざして取り組んでいく。昨年認定NPO法人としての審査を受け、更新されたのでさらに広く寄附のお願いを働きかけていく。また、ともに活動する加盟団体を広げていく取り組みも進めていく。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

1) 政策提言の検討

インクルーシブな真の共生社会の実現をめざし、障害者権利条約などの理念を踏まえ、法制度の改正に向けた提言を行なう。また、障害者への差別・偏見をなくし、優生思想を克服するための啓発活動や調査・研究活動を実施する。特に、以下の点を重視する。

- (1) 障害者権利条約の理念と 2022 年 9 月の総括所見に基づいた法制度・政策の構築に向けた検討を行なっていく。
- (2) 2024 年 4 月に施行された改正障害者差別解消法の周知に努め、障害者理解の促進、社会的障壁の除去、紛争解決の仕組みの検討などについて、実効性があるものとするために行政、事業者、地域へ向けた運動を継続する。
- (3) 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言および障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意を尊重・重視し、具体化に向けた提言を行なっていく。
- (4) あらゆる物価高騰の中で、多くの国民、特に障害のある人の生活は厳しさを増している。2022年の国民生活基礎調査で障害の有無に関する設問が組み込まれ、「障害者の貧困率」を示すデータがはじめて得られた。この進展も活用しつつ、障害年金制度の改革など、特に障害者の所得保障についての新たな提言づくりのための調査・検討を進める。
- (5) 2024 年 7 月 3 日、優生保護法裁判に関する最高裁判決が出され、9 月 30 日に国・弁護団・優生連の間で基本合意書が締結され、10 月 8 日に「補償法」も成立した。全ての被害者への補償を実現し、なお根深い優生思想を根絶するための活動について検討し、実践していく。さらに出生前診断など“生命”を巡る今日的な問題についても丁寧に議論を重ねる。
- (6) 国の社会保障審議会年金部会の議論に注目し、障害年金改正に向けた検討を障害者雇用・就業のあり方とも関連して論議し、必要な政策提言を継続して行なっていく。
- (7) 障害者関連の統計データの分析方法などを検討し、政策提言などに活用する。

2) 障害者基本法の改正や障害者虐待防止法等の見直しおよび障害者基本計画の検証

- (1) 総括所見の指摘事項を踏まえた障害者基本法の改正を実現するために、JDF をはじめとする関連団体との連携を強化し、国会議員等への働きかけなども含めた運動を展開する。
- (2) 障害者福祉施設や精神科病院、学校や職場などでの障害者虐待が頻発する中で、障害者虐待防止法、精神保健福祉法、児童福祉法の施行状況を吟味・評価し、必要な改正事項を提言する。パリ原則に基づく国内人権機関の創設についても、女性、子どもなど他の人権関連団体と連携して実現に向けた運動を継続する。
- (3) 障害者基本計画の検証については、内閣府の政策委員会の動向も踏まえ、法整備のほか必要な提言を行なう。

3) シンポジウムや学習会等の開催

政策に関する問題や課題が提起され、JD として共有されたときなどに、政策提言する力を高めることを目的としたシンポジウムや学習会等を開催する。

4) タイムリーな意見や要望等の表明・提出

内閣府障害者政策委員会をはじめ、障害に関するさまざまな国の審議会等の動向を踏まえて、意見や要望を随時、表明する。また、障害当事者が原告となっている裁判等を支援し、JD としての意見や要望を表明し、必要に応じて提出する。

5) 戦禍が拡大する国際情勢への注視と発信

ウクライナやガザの厳しい状況に加え、2月28日にはアメリカとイスラエルによるイラン攻撃も始まり、子どもをはじめ多くの尊い命が奪われている。障害者の命と暮らしを守ることに全力をあげてきた

立場からは、許しがたい暴挙が広まっている。こうした国際情勢を注視し、声明を発するなどしてインクルーシブな国際社会の実現をめざす。

6) 上記の検討作業を通して、JD としての政策提言書づくりをめざす。

2. 国際活動および障害者権利条約に関する活動

(1) 障害者権利条約と総括所見を生かす取り組み

国連障害者権利委員会から出された総括所見（勧告）を物差しに日本の実情や法制度を評価し、障害者制度改革の重点課題を明確にする。加盟団体で共有するとともに、広く関係者に知らせ、勧告を具体化するための取り組みについて、JDF と連携して政府と協議する。

(2) アジア太平洋地域での対応

アジア太平洋障害者の十年第4期（2023-2032）が提起されたが、動きがみられない状況であり、情報収集に努めていく。JDF 等と連携しつつ、JD として新たなグローバルな課題に向き合うための情報共有・理解促進に努める。

3. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動

2026 年は日本国憲法公布 80 年にあたる。「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三大原則にあらためて向かい合い、憲法を守り活かすとりくみを前進させることが求められている（これらの原則に反する改正は許されない）。

また、障害者権利条約の国連採択から 20 年が経過し、条約にふさわしい施策の実現がますます重要な課題になっている。いくつもの重要な訴訟支援はもちろん、暮らしの中にある一つ一つの差別・権利侵害の深刻な実態に対応し、その改善を求める運動とともに、運動推進のための情報提供等にも役割を果たしていくことが求められている。

1) 国会および政党、関係省庁等に向けた要請活動

障害者権利条約の締約国にふさわしい当事者主体の政策実現に向け、さまざまな面から働きかけていく。

2) 講座・学習会・シンポジウム等

- ① 「憲法と障害者 2026」（障害者のしあわせと平和を考えるシリーズ 13）を 11 月初旬に開催する。
- ② 特別セミナーを 2027 年 3 月に開催する。
- ③ その他、施策の状況に対応して、緊急企画も検討・実施する。

3) JD 役員をはじめ JD 関係者の協力による講師派遣事業を引き続き実施する。

4. 広報活動

広報委員会による企画・編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎に、内容の充実と魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

- (1) 企画委員会、政策委員会、権利条約プロジェクト等による学習会、セミナー、交流会等と「すべての人の社会」を連動させながら、JD の広報誌としてだけでなく、優生保護法問題の全面解決をめざす活動や提言等、幅広い情報発信誌の役割を果たすよう、さらなる内容充実と刷新を図る。

- (2) 障害分野に隣接する高齢・介護・看護等に視野を広げて連携し、家族依存や所得保障など、共通する課題について連載等を企画検討し、発信していく。
- (3) 「すべての人の社会」の購読層を広げることを常に意識し、障害関係団体をはじめ、社会保障関連団体、企業、研究機関、国会議員等に働きかけ、普及を図る。また、JD主催のセミナー、チラシ等の媒体、口コミ、SNS等、あらゆる方法により読者増を図る。
- (4) 障害問題啓発のため広報活動をより活性化し、「障害と人権の総合事典」、JDブックレットはじめ、既刊のJD発行/編集図書の普及を図る。
- (5) 「すべての人の社会」の点字版の作成について検討していく。

5. 情報通信活動

障害者権利条約の締約国として、すべての人のために不可欠な権利であるアクセシビリティ保障の実現に向けた活動に引き続き取り組む。情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に取り組む。インターネットを活用したオンラインなどの情報発信・交流に引き続き努力する。

- (1) 障害者権利条約の実現のため、総括所見を位置づけ、国連情報等の共有化を図る。
- (2) 構成団体となっている「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」での情報通信活動を担う。
- (3) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みを進める。
- (4) JDのホームページをアクセシブルでよりわかりやすく使いやすいものとする。また、加盟団体のホームページのアクセシビリティ向上をはじめ、ICT活用やオンラインの取り組みの相談活動を図る。

6. 関連事業

1) JDF等との連携・協同

JDFの各委員会に参画してJDFの活動に寄与し、障害種別、分野や立場、考えの違いを越えて団体がまとまったJD本来の積極的な運動に努める。

2) 「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」の取り組み

基本合意文書を、骨格提言、障害者権利条約と同様に重要文書と位置づけ、定期協議（検証会議）を、実効性を伴う重みのあるものとするため、引き続き訴訟原告団・弁護士との連携を強めていく。特に報酬制度については、障害のある人の生活に大きな影響を与えているため、2026年に予定されている報酬改定や人材確保の問題、介護保険の動向も視野に入れつつ、報酬制度に関する検討会を実施する。

「日本の障害者雇用政策に関するIL0159号条約違反に関する国際労働機関規約24条に基づく申し立て」に関わる研究調査を、全国福祉保育労働組合などの関連団体と連携していく。

7. 組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化

認定NPO法人としての社会的責任を認識しながら運動団体としての活動のさらなる強化を図る。また、実行力を伴った総務委員会体制の運営を図る。

1) 会員の拡大

既存会員の定着や新たな会員を迎え入れるための働きかけを継続するとともに、組織強化と運動の活性化を図る上から、声を上げにくい団体をも常に念頭に置いて支援を行なう。

賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会をとらえてJDの広報と理解を深める活動を継続する。

2) 寄附の募集

認定NPO法人の要件（3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上）の達成を目標に、認定NPO法人を維持する。また、財政基盤強化の側面からも日常的に寄附の募集に努める。

3) 理事会・専門委員会の活性化

オンラインあるいは対面による理事会を毎月（8月を除く）開催する。総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努め、新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。

障害問題を広く把握し、連帯した運動を進めていくため、他団体の課題を含めて理事会等の機会に短時間の学習会を持つ。

専門委員会（①政策、②国際＜JDFと一体＞、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）を基本に必要なに応じて（⑦特別委員会）を設け、課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。

4) 事務局の整備等

事務局員が安心して働ける環境づくりのために、労働条件の基準などを含む就業規則を制定しているが、管理体制は常務理事の兼務が続いており、早期の人材育成が課題となっている。将来の事務局長人事も視野に入れつつ、引き続き円滑な事務局運営が図られるよう、各専門委員会の協力を得ながら体制を組む。